

告 示

埼玉県告示第六百十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年五月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ベルク鶴ヶ丘店

埼玉県鶴ヶ島市大字鶴ヶ丘字仲丸前二百七十六番一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

喫煙場所は設けても店舗家屋内と認識している。

もとより、住宅と隣接し深夜時間帯まで営業する同店舗において、屋外（屋上駐車場、店頭駐車場、店頭等）にての喫煙は、周辺の生活環境にとって受動喫煙防止や環境美化等、生活環境保持のために容認しがたいものであり、屋外禁煙を徹底してもらいたい。

二 縦覧期間

平成二十九年五月十六日から平成二十九年六月十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター